

相模原市介護老人保健施設協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、相模原市介護老人保健施設協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を会長の所属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、相模原市の施設の相互の連絡・調整と親睦を図ることにより施設の健全なる発展、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の運営管理全般についての情報交換に関すること。
- (2) 施設の職員の研修に関すること。
- (3) 施設の相互の親睦に関すること。
- (4) 関係機関および団体の連絡調整に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した施設を会員とする。

又、会員の推薦により協議会の承認を得られた施設を会員とすることができる。

(入会)

第6条 入会は、別に定める入会申込書を会長に提出し、協議会の承認を得る。

(会費及び臨時会費)

第7条 会員は、年会費として20,000円を納入しなければならない。

2 臨時会費は、必要に応じ徴収するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出ることによ

り、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

(6) 施設が解散したとき。

(7) 会費を1年以上、滞納したとき。

第3章 会議

(会議の種別)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとする。

(8) 総会

(9) 役員会

(10) 特別部会

2 総会は、年1回開催するものとする。必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

3 役員会は、会長が必要に応じ招集するものとする。会議の議長は会長がこれにあたる。

4 特別部会は、施設長会及び事務長会とし、会長が必要と認めたとき又は施設間の調整を要する場合招集することができる。

第4章 役員

(役員の種類)

第10条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計監査 2名

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の職務)

第 12 条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 会計監査は、この会の会計を監査する。

(役員の任期)

第 13 条 協議会の役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、2 年とする。
- (2) 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、再任されることができる。
- (4) 役員は、辞任し、又は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第 14 条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の任期は、2 年とする。
- 3 顧問及び参与は、会長の要請により役員会に出席し、協議会の事業について必要な助言を行うことができる。

第 5 章 事業計画等

(事業年度)

第 15 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 16 条 協議会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長の名において作成し、その年度開始の日の 5 日前までに会員の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第 17 条 協議会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、会計の監査を経て、その年度終了後に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 18 条 この会則は、会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第 19 条 協議会を解散する場合は、会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第6章 雑則

第20条 この会則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年6月1日改定（第2章、第7条）
- 3 この会則は、平成30年7月10日改定（第2章、第7条）
- 4 この会則は、令和2年7月25日改定（第2章、第10条）